



# 鳥取県医療勤務環境改善支援センター通信 第12号

## 『労働時間について②』

今回は法定労働時間について説明しました。医療機関では、特に看護職の交代勤務制の場合「1ヵ月単位の変形労働時間制」を採用しているところも多いと思います。

また、次の式で計算された範囲内であることが必要になります。

$$40\text{時間（44時間）} \times \text{変形期間の暦日数} \div 7\text{日}$$

1ヵ月の暦日数	労働時間の総枠
31日	177.1時間（194.8時間）
30日	171.4時間（188.5時間）
29日	165.7時間（182.2時間）
28日	160.0時間（176.0時間）

### 1. 1ヵ月単位の変形労働時間制とは

1ヵ月以内の一定の期間を平均して1週間の労働時間が40時間（44時間）を超えない範囲において、1日および1週間の法定労働時間を超えて労働をさせることができる制度になります。夜勤を16時間勤務という設定も可能になります。

### ④変形期間の起算日

### 2. 1ヵ月単位の変形労働時間制を採用する場合には

労使協定（監督署に届出）又は就業規則等により、次の①～④について具体的に定める必要があります。

### 3. 1ヵ月単位の変形労働制の注意点

- ①勤務表の作成上、上記の1ヵ月の労働時間の総枠を超えないこと。かつ、平均して1週間当たり40時間（44時間）に収まるようにすること。
- ②一度確定した勤務表を変形期間の途中で変更することは原則できません。病気等の急な欠勤もあると思います。そういう場合のために就業規則等に勤務の変更規定を定め、途中変更する場合の事由を具体的に列挙しておいてください。
- ③協定、就業規則等がない勤務パターンを勝手に組み入れることはできません。勤務パターンを増やす場合には、就業規則等の改定が必要になります。

#### ①変形労働時間制を採用する旨の定め

#### ②労働日、労働時間の特定

変形期間における各日、各週の労働時間を予め具体的に定める必要があります。

#### ③変形期間の所定労働時間

変形期間の労働時間を平均して1週間の労働時間は40時間（44時間）を超えないことが必要になります。

（今回の担当：医療労務管理アドバイザー 福竹智彦 社会保険労務士）

《過去に掲載した記事は、支援センターのホームページからも閲覧できます》

お問い合わせ・ご相談を無料でお伺いします！お気軽にご連絡ください！！

## 鳥取県医療勤務環境改善支援センター

住所：鳥取市戎町317（鳥取県医師会館内） TEL：0857-29-0060 FAX：0857-29-1578

メール：kinmukaizen-c@tottori.med.or.jp

HP：http://www.tottori.med.or.jp/kinmukaizen-c/

鳥取 勤務環境改善 検索